

開 会

【高津地方整備課長】 お待たせしました。まだお見えになっていない方も、いらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから開会させていただきたいと思います。

国土審議会山村振興対策分科会の委員、及び特別委員、総数12名のうち、定足数であります半数以上のご出席をいただいておりますので、ただいまから国土審議会第1回山村振興対策分科会を開催いたします。

私は事務局をおあずかりいたしております国土交通省都市・地域整備局地方整備課長の高津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

分科会長が選出されますまでの間、この会議の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

当山村振興対策分科会は、国土審議会のもとに置かれました分科会でございます。皆様方にはご多忙の中、本日の会議にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

資 料 確 認

【高津地方整備課長】 会議を始めます前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。資料一覧というのが最初でございます。まず、資料1から5まででございます。それから、参考資料が1から4までとなっております。資料の過不足等がございましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

委員及び特別委員紹介

【高津地方整備課長】 それでは、本日は第1回目の会議でございますので、議事に先立ちまして、当分科会の委員、及び特別委員にご就任いただきました皆様方をご紹介したいと思います。

まず、委員の皆様方からご紹介いたします。生源寺眞一委員でございます。

【生源寺委員】 生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

【高津地方整備課長】 森地茂委員でございます。

【森地委員】 よろしく願いいたします。

【高津地方整備課長】 次に、特別委員の皆様方をご紹介いたします。

加藤淳子特別委員でございます。

【加藤特別委員】 よろしく願いいたします。

【高津地方整備課長】 小寺弘之特別委員でございます。

【小寺特別委員】 小寺でございます。よろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 清水照子特別委員でございます。

【清水特別委員】 清水でございます。よろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 土屋俊幸特別委員でございます。

【土屋特別委員】 土屋です。よろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 福井良盟特別委員でございます。

【福井特別委員】 福井です。どうぞよろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 堀内光一郎特別委員でございます。

【堀内特別委員】 堀内でございます。よろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 米田博正特別委員でございます。

【米田特別委員】 米田でございます。よろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 なお、小澤紀美子委員、池淵周一特別委員、平野啓子特別委員につきましては、本日は都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様方をご紹介いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

関係省庁出席者紹介

【高津地方整備課長】 次に、国土交通省からの出席者につきまして、ご紹介させていただきます。

伊達国土交通大臣政務官でございます。

【伊達国土交通大臣政務官】 よろしく申し上げます。

【高津地方整備課長】 山村振興対策担当の梶原大臣官房審議官でございます。

【梶原大臣官房審議官】 よろしく願いいたします。

【高津地方整備課長】 赤松調整官でございます。

【赤松調整官】 よろしく願いいたします。

【高津地方整備課長】 本分科会には、山村振興対策の取りまとめ窓口であります農林水産省、それから、山村振興法の共管省であります総務省からも出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

農林水産省の川村農村振興局長でございます。

【川村農村振興局長】 よろしく願いします。

【高津地方整備課長】 宮本計画部長でございます。

【宮本計画部長】 よろしく願いします。

【高津地方整備課長】 飯高農村政策課長でございます。

【飯高農村政策課長】 飯高です。よろしく願いします。

【高津地方整備課長】 林野庁森林整備部、山田計画課長でございます。

【山田計画課長】 山田でございます。よろしく願いします。

【高津地方整備課長】 総務省自治行政局の稗田地域振興課長でございます。

【稗田地域振興課長】 稗田でございます。よろしく願いいたします。

【高津地方整備課長】 そのほか、本分科会の幹事である関係省庁からも出席いただいております。

分科会長の選任

【高津地方整備課長】 それでは次に、会議次第に沿いまして、分科会長の互選に入りたいと思います。分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから委員及び特別委員が選挙することとなっております。いかがいたしましょうか。

【森地委員】 森地でございます。農業、農山村についての研究業績がたくさんおありで、しかも現状にもよく精通しておられる生源寺先生にお願いするのがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

【高津地方整備課長】 ただいま森地委員から、生源寺委員を分科会長にとのご提案がございましたが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高津地方整備課長】 皆様ご異議ないようでございますので、生源寺委員に分科会長をお引き受けいただくことにしたいと思います。

それでは生源寺委員、分科会長の席にお移りいただきしたいと思います。これ以降の議事進行につきましては、生源寺分科会長に議長をお願いいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【生源寺分科会長】 ただいま分科会長に選任されました生源寺でございます。よろしくをお願いいたします。委員の皆様方、あるいは事務局の皆様方のご協力を得ながら、円滑な議事の運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

分科会長代理の指名

【生源寺分科会長】 それでは、早速でございますけれども、次第によりますと、次は分科会長代理を私のほうから指名することになっております。私といたしましては、まことに恐縮でございますけれども、森林林業、あるいは山村地域に関する幅広い知識をお持ちの土屋委員に分科会長代理をお願いいたしたいと思います。土屋委員、よろしゅうございましょうか。それでは、もしあれば一言。

【土屋分科会長代理】 土屋でございます。ふつつか者でして、あまりこういうのにはなれていないんですが、分科会長を補佐して、いろいろ議論を深めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございます。

分科会運営規則について

【生源寺分科会長】 それでは次に、分科会の運営規則についてでございます。事務局から、この点につきましてご説明をお願いいたしたいと思います。

【高津地方整備課長】 お手元の資料3をごらんいただきたいと思っております。国土審議会山村振興対策分科会運営規則（案）でございます。内容についてご説明いたします。

第1条でございますが、会議の招集に関する規定でございます。

それから第2条でございますが、やむを得ない場合、書面による議事、いわゆる持ち回り会議も可とする規定でございます。

第3条は、議事運営についての規定でございます。

第4条は、議事公開についての規定でございますが、会議及び議事録の原則公開について規定するものでございます。

第5条でございますが、調査審議上必要がある場合は、委員等以外の者に出席を求めることができる旨の規定でございます。

第6条は、分科会のもとに部会を設けることができる旨の規定でございます。

次のページ、第7条でございますが、その他雑則でございます。

運営規則につきましては、概略以上のおりでございます。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、運営規則につきましては、今ご説明のございました資料3のおりでまいりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。それでは、このように決定させていただきます。

伊達国土交通大臣政務官挨拶

【生源寺分科会長】 それでは次に、本日、お忙しい中、伊達国土交通大臣政務官にご臨席を賜っておりますので、一言ごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【伊達国土交通大臣政務官】 皆さん、ご苦労さまでございます。ご紹介を賜りました国土交通省の大臣政務官を拝命いたしております伊達忠一でございます。国土審議会の第1回の山村振興対策分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、各委員の皆様、また特別委員の皆様方には、ご多忙な中お集まりをいただき、また、山村振興の推進に日ごろよりご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、山村振興につきましては、昭和40年に議員立法として制定された山村振興法に基づき、各種対策を講じ、その成果が着々と上がってきているところでございますが、一方

では、高齢化や森林管理などの課題も依然として残されているところでございます。

一方、山村は豊かな自然に恵まれた地域であり、都市と山村の交流がますます重要になると思っております。政府におきましても、都市と農山漁村の共生・対流に努めているところであります。また、昨年は大規模な災害が各地で発生しましたが、安全の確保は重要な課題でありまして、国土交通省といたしましても、山村を含めた国土保全対策の充実に努めているところでございます。

本日は、山村振興法が本年3月に期限が切れることになりまして、再度その延長が議論されておりますので、山村振興対策の現状と課題、そしてまた施策の進捗状況についてご意見をいただければ幸いと存じます。本日の審議が実り多いものでありますことをご祈念申し上げますとともに、山村振興対策にかかわっている皆様に、これからますますのご指導を賜りますことを心からご祈念申し上げまして、一言ごあいさつにかえる次第でございます。ありがとうございます。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございます。

川村農林水産省農村振興局長挨拶

【生源寺分科会長】 それでは、続きまして、先ほどもご紹介ございましたけれども、山村振興対策の取りまとめ窓口であります農林水産省農村振興局長から一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

【川村農村振興局長】 農村振興局長の川村でございます。今ご案内がございましたとおり、山村振興対策につきましては、農林水産省が関係府省の取りまとめ窓口となっております。一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

まず、日ごろから、山村振興対策、また農林水産行政につきまして、何かとご理解、ご協力を賜っておりますことを改めて厚く御礼申し上げます。山村振興対策は農林水産省だけでできるわけではなくて、広く治山治水、道路整備、医療、教育等、多岐にわたる施策が必要でございます。そういう意味で、この山村振興対策につきましては、関係府省がまさに一丸となって取り組むべきものと考えております。

私どもも、関係府省と緻密に連携をしながら、必要な対策を進めてまいり所存でございます。ただいまの伊達政務官のお話にごございましたとおり、山村振興法が今年の3月の末で期限を迎えるということになっております。私どもとしては、これを是非延長していた

だいて、昨今の山村の現状等を踏まえて、さらに充実した内容で更なるスタートができればと思っているところでございます。

今日は、そういった山村振興対策の法制度の概要なり、また、山村の現状なり、資料を用意させていただいておりますので、こうした資料も参考にさせていただきながら、今後の山村振興対策のあり方について、ご審議をいただければと思っているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございました。

なお、伊達大臣政務官におかれましては、公務のご都合により、本日はこれでご退席になるということですが、ご了承いただきたいと思っております。

議 事

(1) 山村振興対策の概要

【生源寺分科会長】 それでは、次の議題でございますが、山村振興対策の概要に移りたいと思っております。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

【飯高農村政策課長】 農林水産省の農村政策課長の飯高でございます。

お手元の資料4、資料5、この2つを順次ご説明いたします。

資料4でございますが、山村振興法の概要です。伊達政務官のお話にありましたように、昭和40年に当時の山村振興運動の高まりを受けまして、国会の先生方に立法していただきました。10年ごとに期限を迎えまして、今年で昭和で申すれば80年3月に期限が到来いたします。私どもとしては、また再度、これを10年間、国会の先生方をお願いして、延長していただきたいと思っています。

2番目、内容であります。1枚めくっていただきますと、地図がついてございます。この黒いところが振興山村でありまして、これは旧町村単位で指定しております。昭和25年旧町村、当時は、下の表にありますが、1万1,000を超す市町村がございました。その後、昭和の大合併によりまして、昭和30年の初めには3分の1ぐらいにぐっと数が減ってまいりました。今は平成の大合併ということで、またこれがさらにぐっと減っていくと思われまます。

この25年の1万1,241という旧町村を対象に、2,104の地域を当時指定いたしました。それを黒く塗ったのがこの地図であります。それを見ますと、日本の国土の中の47%に相当します。そこに人はたった4%しか住んでいません。4%の人間で国土の47%をカバーしているという現状であります。

戻りまして、今の振興山村というのは、主務大臣——国土交通大臣、総務大臣、そして農林水産大臣、この3省の大臣が都道府県知事の申請に基づきまして、国土審議会の意見を聴いて指定をいたします。指定要件は、林野率75%以上、山ということですね。それから、人口密度が1町歩当たり1.16人未満と、非常に人口密度が少ないところ、これを満たしたところが先ほど黒く塗ったところであります。

(2)にまいりまして、この振興山村について各般の施策を講ずるという内容であります。そのために都道府県知事が山村振興計画という計画をつくりまして、その計画に基づきまして、国、県、市町村がさまざまな対策を講じていく。特にここに書いてありますが、国庫負担率のかさ上げ措置といった、平場ではない有利な計らい等々が実施されるということになってございます。それ以外に、こういう中山間、山村しか事業が実施できないという特別の、ここに書いてあります新山村振興等農林漁業特別対策事業というような特別のメニューもございます。

それから、(3)であります。認定法人制度、これは離島振興法とか、半島振興法とか地域立法がありますが、山村振興法独自の制度でありまして、平成3年に創設されました。これは山や農地を守るために、第3セクターが知事の認定を受けた場合に、さまざまな保全事業を実施いたします。そのときに、法人税に係る特別償却の措置を用意してございます。こういう制度が平成3年に導入されております。

それから、(4)でございますが、これも大きな法律の措置であります。基幹的な市町村の道路、これは農道、市町村道、林道といった道路ですが、財政力の弱い山村の市町村にかわりまして、都道府県が代行措置、かわって整備するという特例的な制度がございます。以上のようなことが法律に書いてあります。

最後に配慮規定ということで、山村の振興に当たってはこういう点を配慮しなさい、医療であるとか、通信であるとか、さまざまなものを法律に書いてございます。

以上が資料4であります。

資料5は分厚いので、かいつまんでご説明をいたします。横長であります。

1ページ、先ほど国土の半分に4%と言いましたが、正確には3.6%、ようやく4%の

人々で守っているという現状であります。右側の表を見ますと、右側の下のほう、1,150という今の振興山村を有する市町村、この中には全部振興山村の市町村もあれば、一部振興山村の市町村もあります。それは昭和の大合併によって、旧村が合併したからであります。そういう意味で、全部、それから一部の地域を含めて1,150、全体の37%、数で言えば4割弱であります。

次のページ、振興山村の国土管理というタイトルで、背骨の部分に振興山村が立地しておりますが、森林につきましては、ここの右側の表でございますが、森林面積、全国2,515万ヘクタールという数字があります。そのうち振興山村1,538万ヘクタール、61%の森が振興山村に賦存しているという状況であります。かつ、振興山村全体の中で森林は約9割弱、86.2%、ほとんど森の地域であると。指定要件がそういうことですので、当然といえば当然であります。

その森の状態ですが、下にありますように、これは林齢と申しまして、木の年齢であります。これを見ますと、やや色のついている部分がありますが、これが手入れが必要なものであります。かなりの部分がまだまだ人の手入れが必要とされている状態にあります。

次のページ、これは農地であります。ごらんのような状況になってございます。

ちょっと急ぎますが、次の4ページであります。山村社会の動向ということで、(1)人口、これは35年間、昭和40年に法律ができてから今日まで見てまいりますと、人口は3分の1減ってしまったということでありまして、特に64歳以下の人口、35年間で、全国は12%増えているのに対しまして、振興山村は5割弱、こういう若い方が流出してしまっているという、非常に厳しい状況が見てとれます。その反面、65歳以上の高齢者が、全国の17.3%を10ポイント以上上回る3割弱いらっしゃるという状況であります。

次の5ページであります。産業の動向です。これは全国総じて第1次産業が減って、第3次産業が増えるという傾向は同じなのですが、第1次産業の減り方が緩やかである。この表にありますけれども、ごらんいただきますと、平成12年、52万人(21.3%)とありますが、全体の中で2割が依然として第1次産業で就業しております。これは法律ができたときは58%ですから、6割の方が第1次産業に就業していましたが、減ったとはいえども、まだ5人に1人は第1次産業に就業しております。全国を見ますと、下の欄ですが、5%ということで、非常に特徴が出ております。

それから、6ページであります。生活環境、インフラの整備状況であります。これはよく聞かれる水洗便所ですが、総じて2分の1ぐらい。昭和60年で見ますと、全国と

振興山村地域の水洗化率、全国が34%に対して、振興山村が15%、半分弱ですね。平成2年になりますと、全国は48%に上がって、振興山村は随分上がりましたが21%、やっぱり半分弱ぐらい。現在では、全国ではもう72%が水洗になっていますが、半分弱、34.5%と、徐々に上がってはいますが、常に全国の半分ぐらいの整備率で、依然として水洗便所が少ないという状況であります。

あと医師、医療も全国に比べて劣っている。

それから、下が道路であります。道路は、国道をごらんになりますと、改良率、舗装率、ともに昭和50年と平成12年の表を示しておりますが、振興山村は随分と頑張っております、改良率では84%、全国が93%ですから、10ポイント開いていますが84%。それから、舗装率ではほとんど遜色がない、97%。以下、主要地方道、一般都道府県道を見ますと、全国に近づいております、ほぼ肩を並べる状況であります。ただ、最後の市町村道は、依然として他の道路に比べると開きがあるという状況であります。

7ページは財政力指数でございます。これをごらんになると、全国0.4に対して0.28。0.2以下が多い状況にあります。

次が8ページであります。これは山村振興法のこれまでの歩みで、10年ごとに切れますので、切れるたびに延長すると同時に、10年間の過去を振り返って、新しい施策を導入しております。昭和50年、60年。それから平成3年というのはインターバルの年、中間の年だったのですが、先ほどお話しした認定法人という制度を途中で入れております。それから、直近で平成7年の延長とともに、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、高齢者の福祉の増進という配慮規定をつけ加えております。

9ページ、これは法体系のスキームで、先ほどご説明いたしましたので省略いたします。

10ページでございます。法律に基づいて山村振興対策というのをやっております。第1期、第2期、第3期ということではほぼ10年刻み、途中で少し前倒しで、第3期というのが少し早目に出発していますが、大体10年刻みで対策を講じていまして、下の実績額のシェアをごらんいただきますと、一番左側の交通施策というのが第5期にかけてぐっと膨らんできている。それからもう一つ膨らんでいるのが、社会、生活環境施策、これが9%から23%にぐっと膨らんできているという、シェアの移ろいが見てとれます。

それから11ページ、先ほどの認定法人ですが、率直に言って、平成3年にできたのですが、なかなか使われていないという印象を持ちます。全国で14、ここに個別に書いてありますが、そういう状況であります。これは1つには、大変要件が厳しくなっていて、

山を保全するという事業を必須条件として課しておりますので、山を守るという仕事はなかなか黒字部門でない、赤字部門でありますから、それに税制を適用してくれるといても、そもそも黒字がなかなか出ないわけで、メリットがあまりないということも反映してか、芳しくないという状況であります。

最後に事例であります。これはユニークな事例が多いわけですが、1つは大分県上津江村、トライ・ウッドという、70人の従業員で、先ほどの認定法人なのですが、自分でモデル住宅を県産材、地元の材を使ってつくってござりまして、実証展示をして、機械なども、自分で林業機械をつくってござります。そういう形で、随分と立派に事業を展開して、7億円以上売り上げているという活気のある法人であります。

次のページ、これは中山間地域等直接支払制度というのが農林水産省にありまして、それを活用して集落ぐるみの、集落総出で山に木を植えるような活動をやってござります。それから、近くの十坊山という山だそうですが、福岡市民なども呼び込みまして、いろいろ都市と山村の交流事業をやってているということです。

それから、下が三重県の宮川村、水害を受けて大変な村だったんですが、この施設は何とか無事だったようであります。ここは温泉が出るものですから、それを利用して、4,067人の村の人口に対して、入り込み者が1年間に21万人ということで、いわゆるグリーン・ツーリズムに成功している例であります。雇用も創出してござります。

それから最後のページですが、山村・都市交流、ワーキング・ホリデー、西米良村であります。これは農繁期で人手が足りないというときに、都市の方に来ていただいて、収穫作業などをやっていただくんですね。それで、アルバイト代として1日7時間働いて、4,000円ぐらい都市の方にお支払いする。ところが、非常に居心地の良い所です、土日に来ていただいて、そのいただいたお金で宿泊していただいて、ここにお金を落としていってもら。結局、都市の方も汗を流して収穫作業をして、農家にとっても助かるし、そこで1泊していただいて、支払われたお金を落としていくということで、ここに書いてありますように、随分と活況を呈してござります。

それから、一番下が北海道黒松内町の北限のブナ林を利用して、さまざまなソーセージをつくったり、新しい食材の開発、そういうものにチャレンジしてござります。

以上、代表例を掲げさせていただきました。

以上であります。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございました。

討 議

【生源寺分科会長】 ただいまご説明のあった内容につきまして、ご意見、あるいはご質問等があれば、どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。あるいは、小寺委員あたりから口火を切っていただくことはできますでしょうか。後ほどということであれば、後ほどでも結構でございますが。

【小寺特別委員】 今でこそ都市に集中していますけれども、例えばあと10年後とは言わないけれども、20年後ぐらいには、山村に日本人が回帰するのではないか、そういうふうな楽観的な期待を込めての、私はそういう気持ちを持っているんですけれども、こういう山村振興法を40年からやって、そういうビジョン、どういう見通しを持っておられるのか。やむを得ずこういう手当ををして、何とか支えているということなのか、もう少し積極的に、そうなるであろうと思ってやっておられるのか。

例えば、日本だけではなくて、諸外国でも文明の進んだ国が、そういう生活のパターンが変わってきているという例もあるやに聞いているんですけれども、日本というのも東京をはじめとする都市に集中し過ぎていて、そういうものに飽きてくると言ったらおかしいけれども、日本人もそういうふうになりはしないかなと私は思うんですけれども、皆さんはどういうふうにお考えでしょうか、長期的なビジョンについて。私はむしろ、そういうふうに開けてくるんじゃないかと思っているという感想を申し上げました。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございました。今の点、あるいはそのほかの点でも結構でございます。ご発言いただければと思います。どうぞ、土屋委員。

【土屋分科会長代理】 今のご発言の中に、20年という数字が出てきまして、実は私の思っていたのと逆の意味で、いい意味でおっしゃったので、そのほうがいいなと思ったんです。山村に行くことが多いもので思っているんですが、これから20年ぐらいが勝負だなと思っているんですよ。つまり20年、一世代なんですけれども、そのぐらいの間に何とかしておかないと、山村そのものが本当になくなっちゃうんじゃないかと。いい意味では、20年ぐらいの間に都市の人間の回帰も起こるかもしれないけれども、その20年の間に、回帰の起こる先がなくなっちゃう可能性もあるような気がしまして、そういう意味では、この法律が必ずしもいいものとは言えない、かなり不十分な部分もあると思うんですけれども、少なくとも、かなり底支えにはなっているので、少なくともあと2回ぐらいは伸ば

したほうがいいんじゃないかと思っています。

それからもう一点、これは感想というか、あれなんです、今のご説明の中で、認定法人があまり伸びていないというお話があったんですが、実は、林業のほうですと、この載っているうちの、今ちょっとチェックしましたら4つぐらい、林業関係で非常に有名な第3セクターというのが、先ほど出ましたトライ・ウッドのほかにウッドピアとか、とされいほくとか、そういうのがありまして、この表を見て、改めて林業のほうで新しい高性能機械を入れたり、都会からの若い人を林業労働の中に取り込んだり、そういう新しい動きをやっている、我々も非常に注目しているような法人が、こういう山村振興法の一つの恩恵を受けているということを改めて認識しまして、これは重要だなと思った次第です。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。福井委員、どうぞ。

【福井特別委員】 今のご説明の中、山村が非常に疲弊し始めているというところがあったと思うんですけども、指標の中で、私ども山村に住んでいて一番感じるのは、人口が単に減ってくるというのじゃなくて、子供の数が激減しているんです。私どもは奈良県の小さな町ですけども、1学年の子供の数、今中学3年生で140人ぐらいいます。今年生まれたのが50数人なんです。私、たまたま町長をやり始めて17年目になるんですけども、町長になったときと今とで、子供の数が3分の1近くになっているということなんです。今、土屋先生からあと10年ぐらいが勝負だとおっしゃられた。10年本当にもつのかなという気持ちで私はいるんですが、それが町長の責任だと言われたらそれまでで、仕方がないんですけども。

それからもう一つ、山村振興法について、私どもの例で言いますと、今の山振法になる前には、主に林業基盤の整備にこの法律の趣旨を使っていました。しかし、10年ぐらい前に、もう林業の基盤整備だけじゃ山村はもたない。人がいなくなったらどうしようもないんだということで、人が住む環境をつくらなきゃいけない。特に、私どもは一部山村なんですけれども、その一部山村に当たっている地域にレストランが1件もない。お店がどんどんつぶれていくという状況で、吉野見附三茶屋という名前をつけまして、食堂と物産品の販売所と、それから、地場産品を展示する施設をつくったんですけども、最初は順調に、みんな地域の人が集まって、今はやりのコミュニティーハウスみたいな状態になっていたんですけども、それがだんだん人が集まれなくなっている。余裕がなくなっているという現状があるんです。

ただ、これの最初の成功していた時代のように、何か1つ人が集まる、人が集まることによって会話ができる、コミュニケーションが図れるというようなところをつくっていかないと、山村に住んでいてもどうしようもないというか、人間と人間がつき合っ、初めて人間生活を営んでいるということですから、山村に家がぽつぽつとあつて、勝手に山へ行って、山の手入れをしているというのは、もう無理を言ってもやってくれない時代になってきているんじゃないかなと思います。

そういう中で、去年、その山を世界遺産に登録することができました。世界遺産に登録したというのは、我々の地域はご存じのとおり、吉野材ということで、スギ、ヒノキは全国の平均価格の倍ぐらいで今までは売っていたんです。ですから、スギ、ヒノキを売れるということは、もう生活に密着したことだったんですけれども、その時代にあつても、山村の木を植林している人が、ここから先は自分らの経済的利益のために利用しちゃいかんということを決めてくれていた地域がある。それが私どもの関係の奥駈道というところからいいますと、奥駈道の両側400メートル、という広大な面積を、絶対に人工林に変えてはいけないと思つて、保存してくれていたんです。それは、そのほかの部分で山村に力があつたから、保存するという行為もできたわけで、その力がなくなったときに、これがどうなるのか。

また、世界遺産のバッファゾーンはそれを50メートルと、また書かんでもいいのに書いてしまつてあるんです。ですから、その400メートルが50メートルでいいという人間があらわれんとも限らない。山村には山村の昔からの伝統的な山の守り方があつたわけですから、そういう伝統も生かしながら、また知恵も出しながらやっていけるような山村をつくれるような、山村振興法の法律の得なところだけをとつてくるということと、もう一つ、山村振興法は、国もこんなに考えてくれとる、そやから、我々も一生懸命知恵を出そうというところが今までは細々としてありました。そういうものを継続していただければなど、山の中の人間として念願するところです。

以上、長くなりました。

【生源寺分科会長】 いろいろ多彩な論点を出していただきまして、どうもありがとうございました。

どうぞ、堀内特別委員。

【堀内特別委員】 私も山梨、静岡に拠点を置いておりまして、山村の衰退というのを目の当たりにしている立場で、個人的には山村振興の重要性というのは非常によくわかっ

ておるんですけれども、限られた財源という要件があって、それから、国土の均衡発展ということについて、もう一回見直しをしようという流れの中での山村振興だと理解しております。

そういった中で、この山村振興の法の制定とか経緯を拝見しますと、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村のと書いてありますけれども、そもそも山村振興を何のためにやるのか。以前でしたら、山村を振興すべきだということ、そのまま進んだと思うんですけれども、例えば、国土の保全のためなのか、水源の涵養のためなのか、自然環境の保全のためなのか。もしくは、旧来からある歴史とか伝統ある村を守るためなのか。もしくは、そこに住んでらっしゃる、非常に不便を受けてらっしゃる村民とか住民の方を守るためなのか。私は拝見していても、いろんな方々の中で、山村振興の必要性の意義というか、目的とされているものがかなりいろいろとぶれてきているんじゃないかなという気がするんですね。

例えば、昭和40年に振興法をつくりましたときの法律の目的と、その後10年刻みで継続、延長しているそれぞれのときに、こういう何のための振興法なんだということについての見直しということは図られてきているんでしょうか。これだけ時代が40年もたって、山村振興の意義、本来の目的で一番優先しなければいけないこと、こういったことについての見直しが図られてきているのかどうか、それが1つ伺いたい点であります。

もう一つは、これから先、日本全体の人口が減少していく中で、これまでであれば、山村の人口減少に対して措置を講ずるということが一つだったんでしょうけれども、ゼロサムならまだしも、さらに全体のパイが減少する中で、山村の人口を維持、それから山村の活力を保持するということは、逆に言えば、それ以外の都市部であるとか、それ以外の地域、もしくは、同じ山村の中でのとり合いみたいな話が当然発生してくると思うんですが、こういったことは、昔の山村振興法の制定の時期には全く想定されていない事態だったんだろうなと思っています。ですから、このことについても、もし今のお考えとか、今後の見通しについてございましたら、教えていただきたいなと思っております。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。今の2つはかなり密接に絡んだ論点だったかと思います。まず、事務局のほうで、何か今の点につきまして、特に経緯等につきましてございますでしょうか。

【飯高農村政策課長】 法の目的にいろいろ書いてあります、国土の保全であるとか、水源の涵養であるとか。法の目的は必ずしも1つではなくて、複数あるというのはおっし

やるとおりであります。ただ、時代によってどこにウエートがかかるかというのは、山村振興法に限らずすべての法律、幾つか複数の目的を掲げた法律にはあると思います。

例えば、離島振興法という法律があるんですが、これは島に人がいなくなっちゃうと、国境が守れない、経済水域（EEZ）が守れない、領海が守れないという議論が昨今出ていまして、人がいないと自衛隊を駐屯させなきゃいけないことになってしまいますから、これは当初、法が予定していなかったような、人をそこに定住させて産業を興し、離島を振興するという目的はそのとおりなんですけど、その効果として、実は国境水域、領海を守るといことが今日、すごくクローズアップされています。そういうことはあると思います。

山村振興法も同様でして、これだけ都市に人が集中してくると、水一つとっても、こういう水というのはどこでつくられるかということ、山でつくられます。山というのは放置しておいたら、きれいな水はできないんですね。人が適切に管理しないとできません。そういう意味で、都市の方に本当にそこに思いをいたしていただきたいという、昨今、そういう運動論が強くなっているのは事実だと思います。

昔、山村は、そこに住んでいる人たちが歯を食いしばって守るとい侍のような精神で頑張っていたんですが、なかなかそうもいなくなると、先ほどのお話のように、子供も減ってきた。自分たちだけで山村を守るといのはなかなかできないということで、都市の方に国民共有の財産という認識で、一緒に守ってもらおうという運動論が最近多いわけです。

特に法律は、具体的に申しますと平成3年、先ほど認定法人ができたとき、これはインターバルのときですが、山村振興法は山村振興の目標というのを中に書いたんですが、ここで山村の役割発揮のために森林の保全をちゃんとするというのが法律に入ったんですね。8ページですが、これはまさにそういう都市側から、水がなくなり、ダムがからからになるとか、夏になると水不足。こういったものは、山が荒れているというのが原因であります。そういう背景で、それは国土全体、特に都市に住んでいる方々にも大きな影響があるという認識のもとに、平成3年に入っている。

それから、配慮規定ですけれども、これは目的は当然、今言った国土を守るという目的なんですけれども、やはり人がいてくれないと守れない。そのときに、今は情報通信というのが非常に大きいんですね。道路は先ほどごらんいただいたように、相当関係部局で頑張らせていただいているんでしょう、整備されています。ところが、昨今では、携帯電話が

プツプツ切れてしまって、こういうところに住めないという議論が多くなって、そういう各論編では、時代にに応じていろいろなものが追加されてきています。ただ、やはり最終目的というか、それは都市住民も含めて日本の国土を守る。そのためには、適切な管理が必要だということだろうと思います。

そうしますともう一回、質問が先ほど出ていましたが、財政が苦しいではないか。国自体、財政が苦しいのに、財政力指数が低い市町村をどうするのか。そこでというわけではないのですが、山村振興法は特に少ないパイの中で、補助率のかさ上げをしたり、あるいは中山間直接支払のように、そこでしかできないような特別メニューもつくりながら、やはりそれは山村に住む人だけじゃなくて、広く下流にも及ぶということで理解を得て、いろいろ事業を仕組んでいるということだろうと思います。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

【堀内特別委員】 そうしますと、かなり機能的なものが大きいわけですね。

【飯高農林政策課長】 山村の機能という意味合いですね。そこに住んでいただかなければ山村を守ることができないことから、そのための施策が必要であるということではないかと思います。

【堀内特別委員】 水源涵養とか、自然環境保全とか、国土保全ということの機能をしっかりと担保できれば、それでまず第一義的には目標、目的が達せられたということになるということですね。

【小寺特別委員】 最初に言ったことともちょっと関係があるんですけども、今堀内委員がおっしゃった法律の目的ということですが、国土の保全、水をつくるとか、自然環境も、すべて言うならば都市側から見た山村という論理で、効能書きがきているんじゃないかと思う。確かにそれはそうだと思うんですが、私も最初に言ったのは、将来展望をどう持つかということは、人間が一体都市だけに住むべきなのか。それとも、もともと山村というか、そういうところに住んだほうがいいのかという、そういう哲学的な問題もあるんじゃないかと思ひまして。

実は、雑談みたいな話になりますけれども、何年か前に、子供のいろんな事故が起きて、みんな知らない人を見たら口をきくなど。やたらと声をかけられてもすぐ逃げろとか、そういう風潮になって、今でもそういうのがありますよね。学校には防犯カメラも置いてということで、子供を守るんだということだったんですが、何年か前に、群馬県の上野村という日航ジャンボ機が落ちたところですけども、そこへ行って、私がたまたま自分の車

で行っていたら、村長さんの家がわからないので、村長さんの家はどこですかと子供に聞いてみたら、小学校4、5年ぐらいの子供ですけれども、よし、僕が案内してあげると。僕がだれかもわからず、何もわからず、私の車の前を自転車ですっと、4、5百メートル行って、ここが村長さんの家だと言って教えてくれた。結局、大人、全然知らない人を信用するという信頼感のある人間が育っているわけですね。

だけど、都会ではそういう人間は育たないし、むしろ信用するなという教育を今受けているわけですけれども、そういう、人間が果たしてどういう環境のほうがいいのかというようなこともあろうかと思しますので、この法律の制定の目的が、今のところ国土の保全だし、水も大事だということがようやく都市市民もわかってきたということだと思えますけれども、本来、人間はどういうところに生きたほうがいいのか。ただ、最低限、光ファイバーみたいなものはあったほうがいいのか、いざとなったらヘリコプターは飛ぶよとか、そういう命にかかわるようなこと、あるいは情報に関するようなことは整備したほうがもちろんいいに決まっていますけれども、ただ、全部が都会的ないわゆる文明生活だけがいいかどうかというのを、その辺も含めて、この際、もし法律を延長とするならば、立法の精神を、いろんな心理学者とか、詳しい方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方面からも総合的に検討したほうがいいかなと思いました。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。どうぞ、堀内委員。

【堀内特別委員】 まさに、今委員がおっしゃられたことを実は伺いたかったんですけども、さっき私は村を守るのか、人を守るのかと言ったのは、最後に機能と申し上げたのは、その辺のことをごさいますて、例えば水源涵養とか、自然環境保全とか、国土保全とか、森を守るということだけであれば、何も人が住むということが大切な行為ではなくて、以前は、林野庁さんが国有林の保全に大変なご努力をされていたと伺っていますけれども、住民ということと機能保全ということは、必ずしも最も効率的なプロセスじゃないんじゃないかなと思っています。それだけをやるのであれば、もっと効率的で、もっと低コストで、なおかついい結果が出るやり方があるんじゃないか。

でも、そうではなくて、わざわざ山村振興と言っている以上は、その機能以上に村を守るとか、人を守るとかというかなり情緒的な物言いですけども、そういった要素が入っているから、この法律があるんじゃないかなということで、実はさっき伺ったんですけども、どうも一番主眼を置かれているのは、むしろ機能面だというお話だったので、それが今のコンセンサスだということでございましょうか。

【生源寺分科会長】 必ずしもそれ一本ということではないだろうと思いますけれども、この点につきまして、もっとご議論をいただければありがたいと思います。

【福井特別委員】 自然に一旦人間が手を入れたら、ずっと手を入れ続けないと山はもたないです。私どもの周りでは、スギ、ヒノキのほかに、私は吉野山というところに住んでいるんですけども、桜があります。桜の木も実は手を入れられなくなって、10年ほど前に大変な状態になったんです。桜がなくなったって、ほかの木が出てくれば、それで森を守ったことになるじゃないかという話が出てくるように感じるんですけども、スギ、ヒノキと同じように、桜もそれをほっておいて、自然に枯れてしまう。それから後、何にもなしに、新しい木の種が飛んできて、自然に生えてくるというものでは絶対にはない。

特に、スギ、ヒノキの山についてはそういうことが言えるわけです。皆伐するということは、原則私どもではやっちゃいけないことになっています。皆伐した場合は、すぐに植林しろと。そうでないと山は崩れる。山が崩れたら、一番底の谷筋の小さな平地を見つけて、みんな生活しているんですから、そこに重大な影響を及ぼすのは確実だということが、山に生活する者の基本的な考え方としてあります。

ですから、幸か不幸かというか、先人が山に手をつけたんですから、それをずっと維持していくのが当面の目標として、前提条件として我々は考えております。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。それでは森地委員、どうぞ。

【森地委員】 小寺委員がおっしゃったように、ヨーロッパでカウンターアーバニゼーションとか、逆都市化とか言って、都市住民の地方移住の傾向が起こっています。この国でも必ず起こるんだろうと思います。もう既にちらほらとそういう話もあります。

ただ、どこにでも住むかという、決してそうではない。それから山の話も、今の話のように大変難しいんだけど、じゃ、全部何とかなるのかというと、何とかなる手立てはない。

それから、首長さんに聞いても、相当の集落については消滅するとあきらめておられるところがたくさんある。それから、そうは言いながら、わりあい小さな規模でも、いろんな工夫をしながらやっているところもある。そうなったときに、法律の趣旨は趣旨として、ここで言う山村振興計画をちゃんと緊張感を持ってつくっているのかというところが一番問われるところで、そのところがきちっとできていれば希望が持てます。そのところがちゃんとできていなければ、何かこの事業を伸ばしてもあまり意味はないし、それから、財政事情からいっても、当然あらゆることが縮小の方向に向かっているときに、何ともし

ようがないという状況は目に見えているわけですね。

ちょっと極端な話かも知れませんが、私はもともと交通とか国土計画が専門なんですが、人の少ないところにどんどんバスを走らせて、お金をたれ流していることに意味があるかという、意味はないんですね。意味がないというか、非常に非効率に聞こえます。しかしながら、あと15年で消滅するところに道路をつくっているよりは、あと10年ならバスを走らせているほうがより効率的なんですね。だから、ここで言う、この法律だけじゃないんですが、多くの条件不利地域の政策がみんなハードウェアをやったら、それに対して自己負担率が少なくて済むという手当てにずっとなっていて、それで本当にいいのかというのは、私は土木技術者なんですが、そういうふうに思えます。

何が言いたいかという、これはこれで結構ですが、基本思想としては条件不利地域の、離島法でも、豪雪地帯法でも、特殊土壌法でも、似たような問題はすべて書かれているわけで、だとすると、それを全部もう一回、仮にその金額が半分になるとしたら、一体どこに何をするのかという話を見直さない限り、それぞれの法律に乗っかって、これは山林です、これは特殊土壌ですとやっている限りは、非効率というより、結果としてはみんながよくないような結果にしかならないのではないかと、こう思います。

そういうことを申し上げると、もう何度もこういうことをいろんな場で申し上げると、これは議員立法ですから、無理ですよという話が多いんですが、しかしながら、僕は役人じゃないので、その難しさは全く理解できないんですが、議員さんを集めてみんなでやったらどうと申し上げるんですけども、仮に難しいとしても、この中身でそういうことを少し考えたほうがいいし、それから、本当にその集落、集落で一番最適なことは何なのかという話を見直さないと、こういうことをやっていくことに対する、外からの理解も得られないし、住んでいる人にとってもよくないんじゃないか。専門じゃないのに、余計なことを言いました。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございました。今の幾つかのやりとりに関して、何か事務局のほうかございますか。それでは、飯高課長、どうぞ。

【飯高農村政策課長】 小寺知事のご議論というのは、非常に重たいというか、深いものだろうと思います。ライフスタイルとか、価値観とか、そういうものに根差して、山村振興法の中に、これからはそういう形で法を考えるべきだというのは、大事な議論だと思います。ただ、やはり人がどこに住むか、離島に住むべきだ、半島に住んだほうがいい、山村がいいよというのを法律に高々と掲げるには、まだ至っていないのが率直なところで

はないかと思います。

そこで、これはあくまで法律、国法ですので、国民全体の意思として、そういうところは国家として大変重要なところなんだと、なおざりにできないんだという認識をまず立てた上で、しかし、ハンディキャップは大きい。したがって、そのハンディキャップを克服するために施策を講ずるとというのが、役人的で表層的な話なんですけれども、多分、法律というのはそういう形でできているんだろうと思います。

ただ、知事の言われるように、これからのライフスタイルなり、どうやって生きていくのかという人生観とか、そういうものを法律の中ににじみ出せば、これはもう実に画期的なものだという評価を受けるだろうとは思いますが。

それから、確かにハード中心なのは否めないと思うのですが、なかなか、ご案内のように公共事業も厳しいわけです。その一方で、相当もうハードはできてきている。むしろ、維持管理のほうがこれから大変な問題かなと思いますし、それから、集落がだんだんなくなってきているようなもの、これは大変頭が痛いと思います。それは国がこうやれということではなくて、各地でいろいろな取り組みがありまして、集落機能を公民館活動のような形で合体させて生き延びて、むしろ発展したなどという例もあるんですね。一つ一つだともう消滅して、何ら活動ができていないのを、統合して、集落機能統合のような、それを行政が支援しているような例もあります。これは、かなりダイナミックな動きです。

それからもう一つは、そうではなくて、やはり都市住民にどんどん来ていただいて、都市との交流によって弱くなってしまったコミュニティーを活性化させているところもあります。いろんなパターンがあると思うのですが、それらに対して、私どもは、非公共事業は交付金にしましたので、地域でこういう知恵があるというのに対して、今までのようにはしの上げおろしまで国がチェックしているというのは全面的に改めまして、地域の創意工夫でどうぞやってくださいという支援に切りかえたりもしております。

それから、これは議員立法です。ですから、政府は国会の先生方に要請をするということですが、政府が何を今要請しているかということです。1つは、先ほどの認定法人、これは黒字が出ない構造になっていますから、これでは実績がないと言われてもいたし方がない。

そこで、今私どもがお願いしていたのは、そば打ち体験とか、都市との交流、それから山菜とか山でとれたおいしいものを売る販売事業とか、こういうものであっても、税制特例がつくようにしてほしい。そうでなければ、山を維持する事業というのは、枝打ちとか

間伐とか下草刈り、これは収益を直ちに生まないわけです。税制の特例をつけても効果がないわけですから、そういうことではなくて、もう少し村にビジネスを起こすような形をお願いできないかということで、これは山村振興法を改正すれば、税制も考えるということをお願いしております。

それから、森地先生の話というのは、山村振興法だけの問題ではなくて、地域立法なり、公共事業全般の国のあり方に関係するのですが、山村振興法について言いますれば、やはりこれからは情報通信などを整備していかないと、そこで暮らすというのも大変不便ですから、こういうものをぜひ山村のほうに重点的にやっていただきたいということをお願いしております。

【生源寺分科会長】 先ほどの森地先生のご発言で、山村振興計画は緊張感を持ってできているのかどうかという、この点に関連して、何かございますか。特になければあれですけれども。

【飯高農村政策課長】 山村振興計画は今、県が作ります。1つの県で複数作るわけです。緊張感を持ってやるためには、当事者意識がないといけません。今、この計画を、県は基本方針、要するに哲学を県が立てて、細かい我が村はどうするかというのは、市町村が立てるべきではないかという議論があるんです。そのほうが当事者意識も持つし、いいのではないかという議論が与党の中でなされております。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。それでは、米田委員、どうぞ。

【米田特別委員】 私は、全国山村振興連盟という団体の常務理事をしております。この連盟は昭和38年に設立されまして、山村振興法の制定ですとか、その延長、あるいは内容の充実、山村振興施策の充実強化というようなことでいろいろ活動しておりまして、メンバーとしては、今日お見えの奈良の福井町長さんを含めまして、全国の1,000ぐらいの市町村長さん、知事さんが全員44人、それから、国会議員もこういう団体では珍しいわけですが、約220人ぐらい入っております。

今年の3月に山村振興法の期限が到来するというので、当連盟としては、この延長と内容の充実を最大の課題としまして、現在も各方面に要請活動を行っております。そういう意味で、そういう要望を行っていることも含めまして、発言をさせていただきたいと思っております。

山村振興法は、先ほど来お話もありましたように、昭和38年に連盟ができて、最大の運動として法律の制定を掲げたわけですが、その運動の成果の1つとして昭和40

年に制定され、山村振興の理念、あるいは方策というのが定められております。この法律があるということで、国においてもいろんな施策を予算でちゃんととっていただき、また、都道府県、市町村も国の施策を活用し、あるいは、みずからも山村の重要性ということで、いろいろな対策を講じておりまして、そういう意味では、山村振興の基幹となる重要な法律であると私どもも思っております。

そういうことで、今回、期限が切れますけれども、今までいろいろお話にもありましたような山村の現状とか、あるいは、果たしている役割から見まして、山村地域を国家的視点で位置づけていただきまして、山村振興法に基づいて、引き続き政策を推進していただきたいと思っております。

若干具体的なことを申し上げさせていただきますけれども、今いろいろ議論がありました、山村地域の振興の意味というようなことがいろいろ言われておりました。私どもも今回、それが一番大きな課題だと思っております、そういう意味では、なぜ山村地域を振興するかについて国民の幅広いご理解を得て、そしてご支援を得ながら、みずからも努力していく必要があると思っております。

特に山村の役割として、山村といっても、森林とか農地があることによる役割が多いわけですが、例えば地球温暖化防止ということで、近々京都議定書も発効する予定のようですけれども、温暖化ガス吸収源としての森林の整備を山村でやっているわけですけれども、そういう機能とか、あるいは先般、景観法という法律もできましたけれども、景観の保全、生物多様性の保全とか、都市との共生・対流、文化の伝承、青少年の教育、あるいは新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアというような位置づけも、近年いろいろされておりました、そういうことについて、やはり国民全体にこういうことだということを理解していただくこと。なかなかまだ断片的な理解はできましても、山村振興というのは山村のためにやっているんじゃないくて、都市住民のためにもものすごく役に立つんだ、あるいは、そうしなきゃいかんということを大いにこの機会に理解を深めていく必要があると思っております。

それから、次に定住の促進というなお話も出ておりました。この法律の前回の延長は平成7年ですけれども、その後、平成11年には食料・農業・農村基本法、あるいは13年には森林・林業基本法という法律ができて、その中で先ほど申し上げましたようなことについて、多面的機能という用語でいろいろ表現されておりますけれども、もう一つ森林・林業基本法では、やっぱり山村に人が住んで、森林整備をしていかなきゃならんとい

うことで、定住の促進をしていかなきゃならんということがきちんと法律の中にうたわれております。それはまさに山村につきまして、今後、定住の促進ということ、今までのようにただ人を送り出すのではなくて、今度は人に戻ってきてもらって、山村で生活して、山村を守っていくという方向を大きく打ち出していただかなきゃならんと思います。

そのためには、まず就業の場というのが必要なわけございまして、それについては、今山村にはいろんな未活用な資源も、開発ということではなくて、バイオマスエネルギーでありますとか、あるいは風力とか、いろんな自然に優しい資源もありますので、そういうのを大いに活用するような就業の場の確保というのもあろうかと思っております。

そして、その際、先ほど飯高課長からありましたけれども、第3セクターでそういう農産物加工とか販売をやることについて、奨励するような制度が山村振興法の中で新たにでき上がれば、一つまたその面でも大いに役立つんじゃないかと思っております。

それから、定住の促進のためには、当然生活環境とか、あるいはいろんな基盤、情報、道路の整備が必要ですがけれども、特に情報化につきましては、いろいろな会合がありますと、国会の先生も選挙運動でいろいろ田舎を回っていくと、途端に携帯電話が通じなくなる、まさに国土どこに行っても、携帯電話ぐらい通じるようにすべきだということが念願でありまして、そういうことも大いにやっていただきたい。あるいは医療についても、これは都市も含めていろいろ問題がありますけれども、特に山村の場合、自己完結は難しいにしても、広域的に医療を提供できるような体制はぜひ整備していくようなこともやっていただく必要があろうかと思っております。

それから、最近では都市部でも鳥獣害の問題は話題になっておりますけれども、山村においては、まさに昔から営々と鳥獣、イノシシ、サルと闘ってきておるわけございまして、今後、さらにそういう面での対策、これは農業とか林業とかいう農林産物ではなくて、山村に住んでいる人自身の人命とか生活にもかかわりますので、そういうことについても大いに今後、充実してもらいたい必要があろうかと思っております。

それから、今合併がどんどん進んでおりますけれども、私ども一つ危惧しておりますのは、今までそれぞれ個性のある市町村長さんがそれぞれの山村を守るということで、まさにそれが唯一の仕事といたしますか、最大の仕事として取り組んでおりますけれども、大きな市になった中で、従来の山村地域をどういうふうに引き続き守り育てていただけるかということが危惧されるわけですが、今回、今お話もありましたように、市が山村振興計画をつくるということになりますと、やはりその市の責任として、山村地域について

も配慮したといえますか、むしろ重要視しながら計画をつくっていくようなスキームになれば、そういうことについても危惧が解消され得ることになるかと思ひまして、ぜひそういう方向で、今後の山村振興法の運用をお願いしたいと思います。

それから最後に、三位一体改革等でいろいろ話題になりましたけれども、やはり振興山村は自然的条件、社会的条件、又は財政事情により施設の整備が十分行われていない地域が指定されていますので、当然財政が厳しいわけですが、そういう意味で、引き続き国からのいろんな形での支援、補助金とか交付金とか、あるいはその他地方交付税とか、いろんな形があると思ひますが、現在、地方交付税の交付については、地方についてだんだん厳しくなっております。しかし、やはり4%の人口で5割の土地を守っているということから言いますと、土地の面積に応じた基準財政需要額の算定ということについても、私ども長年、上野村の村長さんがずっと主張しておりましたけれども、当連盟として、引き続きこれをお願いもしておりますけれども、そういうことも配慮していただきたい。

それから、先ほどの温暖化対策に関連しますけれども、環境税の創設も話題になっておりますが、こういうのを創設していただいて、その資金を山村の活性化、直接的には森林の整備ということになるかと思ひますが、そういうものにも使って、森林を整備していくという方向も大いにやっていっていただきたいと思ひます。

先ほど農林水産省の補助金が交付金化されて、そういう意味で使いやすい形での国からの支援がなされると思ひますが、そういうものを大いに活用しながら、引き続き山村振興に私ども連盟会員そろって取り組んでまいりたいと思ひますので、ぜひいろいろとご支援をお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。

【福井特別委員】 すみません、何回も。さっき課長のほうから、市町村に責任を与えていくという話がありまして、非常に結構な話だと思います。きちっと自分らのこと、あるいは自分らの未来を考えられないような町村は町村と数えてもらわなくてもいいですよ。そのくらいのつもりで、今米田局長が話ししましたけれども、山村振興連盟というものに大体の振興山村は入っていますので、我々はそれを国の意思だということを伝える用意はあります。

むしろ、工夫をさせてくれと、我々から言っていかなきゃいけないと思ひます。そして、

よそと輝きにおいて競争できるというのが、ほんとうにいい形の田舎づくりになってくるんじゃないかなと思います。我々、田舎であることを決して卑下しているわけではない。きのう、幕張へ泊まったんですが、我々若いときには人の住むところじゃなかったですわね。それでも人が住んでいらっしゃる。我々のところは、もともと人の住んでいるところに人が住んでいるんだから、それなりの誇りを持って、いい田舎をつくっていかなきゃいけないと思います。

ヨーロッパの田舎が非常にいいということで、ヨーロッパへ旅行したときには、この国がいいというふうに認めているでしょう。我々田舎が立派に整備されてくれば、日本の国がいいということになるんです。経済的には微々たる協力しかできないですけども、景色の上では、我々の責任で、日本の国をすばらしい国だと外国人にも言わせられるような国にしなきゃいかん。世界遺産になって、こういうことを言っているんです。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。清水委員、どうぞ。

【清水特別委員】 唯一の現場にいる人間として一言言わせていただきます。農林水産省が中山間地域の補助金を今出して、私たち中野市というところも一生懸命皆さん頑張ってくれています。今日来るときも、そこへ行くんだってな、農林水産省に会ったら、継続してくれてありがとうって言うといってくれやなんて、おじさんたちが電話をかけてくれました。資金がまた継続されるということで、大変気をよくしていましたことをお伝えしたいと思います。

それと、今奈良県の吉野町長さんがおっしゃられましたけれども、私たちも現場で工夫をさせてくれ、その工夫に対して、国がお金を出してくださったら一番いいなということで、頑張っているんですけども、今のところ、私たちも現場でいろんなことをしています。国土がしっかりしていなくては生活もできないし、人間の心も育たないしということで、いろんなことを国土保全という一言でひっくるめて活動をしています。

まず、都会の人たちに中野市の山村に来ていただいて、体験交流をしたり、若いボーイスカウトの男の子たちに、枝打ちですか、今スギ花粉が大変問題になっておりますけれども、あれもスギの枝打ちがされてないんですよね。ですから、必要でない枝がわんさど出ている、そこにスギの実がなってしまうと、それが花粉になってという悪循環になっているんだよということで、この枝を打ってくれると、スギ花粉も出るのが少なくなるからねということで、やってもらっています。高いところまで一生懸命登って、大変なのでもう

嫌だって言うかなと思えば、そういうことに役立っているんだっただらということで、喜んで間伐とか、枝打ちをやって来ています。そういう体験から、百遍理屈を言うより、一回体験してもらったほうがいいというのが私の考えですから、そういうこともしてもらったりしています。

子供たちと行政を巻き込んで、植樹祭などもやっております。切っちゃったところ、それからスキー場がつぶれちゃったところ、そういうところに植林を一生懸命したりしています。都会の人たちも、やっと現場に来て、自分たちがどれほど自然を破壊しているか、また、この自然が、農村風景も山村風景もそうなんですけれども、ただ美しい風景ができていない、みんなの汗と努力とお金によってできているんだということを体験、身をもってわかって帰ってくださるということで、だんだんお客様も増えています。

ビジネス的に考えてしまうと、団塊の世代の人たちがここでどんどん定年退職を迎えているので、陰ではこの人たちをターゲットに、ノスタルジックな昔の体験をするには、やはり田舎に帰ってきたいんじゃないかというところで、今ひそかに女性農業者たちみんな、この人たちをターゲットに、一もうけしてやろうかというような計画もしております。

大豆トラストも始めまして、皆さんの参加をいただいて、小さい子から若いお母さんたちまで、みそづくり、豆腐づくりなどに取り組んで来ています。とにかく理屈でなくて、現場に来ていただくということで、私たちは今頑張っております。もし、この中で大豆トラストの会員になれる方がいらっしゃいましたら、どうぞご協力をお願いしたいということです。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。加藤委員、どうぞ。

【加藤特別委員】 私は専門も違いますし、現場の人間でもないもので、そういう意味ではあまりよくわかっていないので、きょうはいろいろご意見を聞かせていただきまして、勉強になりました。

ただ2点だけ、私は政治学が専門なので、政策という意味でもう少し何かできるのではないかなと思う点があるので、その点だけ申し上げます。

第1点目は、振興山村というと、人が来ないということが非常に問題であるということ、先ほどから多くの方が言葉を違えておっしゃっているんですが、これは私のような者から見ると、産業化していくような過程では、だんだん過疎化というのは進むんですけれども、一方で、情報化してくると、これはある程度修正できる可能性があると思うんです。

ね。ですから、人がいないというか、あまり人口密度が高くないところに住んだ場合でも、自分がそれなりの情報が与えられたりとか、文化に接することができれば、そこに住む動機づけが生じてくる。

こういった投資というのは、それほど莫大な費用が必要ではなくて、ある程度の予算をつぎ込めばできる可能性があると思うんですね。まず、そういうことをしない限り、人を引きつけるということはできないのではないだろうかということを考えました。これはやはり、政策の側から少し、どのくらいコストがかかり、どれだけ効果が上がるかということと考え合わせて、見直せる面ではないかと思います。

そうしますと、医療という問題も先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、医療の問題にもある意味で、そこにお医者さんがいないということも、そういったネットワーク化が進むということで、ある程度まで補えるという側面も出てきます。そうしますと、ますます住むという動機づけが、住む方の側から出てくるのではないかなと。そういうものを受け入れるような素地というのは、かえって、これからの若い世代にはあるのではないかと考えます。それが第1点目です。

第2点目は、ここの山村振興法の3番目のところに書いてある、認定法人制度という税制措置に関することなんですが、これは実は、事務局の方からここに来る前にご説明を受けたんですが、こういった税制措置をもう少し山の保全であるとか、あるいは、ある程度の費用以上とかいう形ではなくて、もう少しきめ細やかにやっていくとよろしいのではないかと思います。これは政策的工夫をすれば可能であって、はっきり申しますと、歳入を減らすということにはあまり影響がない。つまり、コストが低い政策なんですね。ですから、試してみるというと、ちょっと無責任な言い方なんですけれども、試行錯誤的にやってみて、どれだけ効果が上がるかということを考えてみる価値が非常に高い。もしかしますと、それほど歳入に影響を与えない形で非常に効果が上がる可能性もありますので、こういった、もう少し税制措置などを、まさに現場の方の声を聞いて、きめ細やかにやっていくということができるのではないかと考えております。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございました。これまでのところは、何か事務局でございませうでしょうか。それでは、農村政策課長さん、お願いします。

【飯高農村政策課長】 情報化をすれば人口流出はとまる、定住が夢ではないというのは、確かにそういうことは言われていますよね。今、山村地域というのは、平場と違って、林業は別として農業で言えば、同じものを大量につくり出すというのは難しいんですね。

平場だったら、大量に物をつくって、大きな流通に乗せて、JAとか市場を流通させて、どっと消費地に出すんですけれども、山村というのは、そういうことができなかったものだから、今まで大変難しかったんです。でも、いいものができるんですね、おいしいものが少量できるんです。

今どういうことになっているかという、インターネットが入っていますから、ネットで売っているんです。それは今まで、お年を召した方はなかなか難しいんですけれども、若い人はそれにいち早く気づいて、ネットでもっていろんなおいしい高品質のものを、直取引、先ほどの大豆トラストですか、そういういろんな顧客リストをどんどん広げていってやっていくというのは現実にありますから、確かにそういう活性化のための一つ大きなキーワードにはなっているんだろうと思います。

ただ、それ以上に、これを使って、もっとさらにどんなことができるかというのは、何かいいご提案があれば教えていただければと思います。

それから、税制は全くおっしゃるとおりで、先ほどもお話ししましたが、関係方面にお願いして、保全事業を必須にするという要件を外してほしい。そば打ち体験とか、いろんな加工品の販売、道の駅で売るとか、そういうのも単独で対象にして、税制の特例措置を適用してくれというのを要望いたしまして、山村振興法を直すという条件付きで税制も対応するというような回答をいただいております。

【稗田地域振興課長】 情報通信の関係で補足をさせていただきます。携帯電話を例にとらせていただきますと、携帯電話の場合にはやはり民間が、事業者間が競争でやっているということですので、一応民間主導で整備をするというのがまず原則になってまいります。ただ、じゃ山村とか過疎地域、あるいは離島とか、条件不利地域でできるかという、民間に任せただけですと、やはり採算性がとれませんので、こういうものは国が出していかないかん。そういうことでやっているようなところでして、国と県と市で、ある程度補助を出してやっていくということでやらせていただいております。

現状の整備状況をご説明させていただきますと、大体携帯電話が通じる、居住人口で人が住んでいるところだとどれぐらい携帯電話か通じるかという、大体全国だと99%近くになっています。ところが、山村の数字がなくて恐縮なんですけれども、過疎地域ですと大体9割ぐらいというのが現状です。それは人が住んでいる地域ですから、携帯電話を持って車で移動しますと、途中、人の住んでいないところでは切れる場合もあります。

それでは、どれぐらいお金がかかるのかというのを私ども試算させていただきまして、

それによりますと、大体人が住んでいるところでは、とにかく全部整備しようと思うと、6,000億円から1兆円ぐらい。人の住んでいないところまで全部整備しようと思しますと、4兆から8兆円ぐらいかかるという状況です。そういう状況もありますし、かつ、携帯電話ということになりますと、要望も非常に強いというところがありますから、私どもとしては、今年から電波法を改正させていただいて、電波利用料という新たな財源を使って、いろいろ整備していこう。そんなことで、要望をいろいろいただいている箇所については、全国の場合不利地域で、大体今のベースですと、10年ぐらいで整備できるところをできれば5年ぐらいで整備したいと、そんなことで頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。

【小寺特別委員】 何回も発言して申しわけないんですけども、我々に課せられた議論というのは、どの程度の議論を求められているのか。つまり、山村振興法というのを継続するかしないかということをやられているのか、山村振興法にどういう政策的な柱をやるかという具体的なこと、個別的なことを問われているのか。それとも、そもそも日本の国土がどうあるべきかとか、日本国はどうあるべきかというところまで言っているのか、それによって話の内容が違ってくるので、私は最初言ったように、日本の社会構造が変ってきているわけですね。あるいは、家庭も崩壊とっちゃおかしいですけども、ばらばらになってきている。では、都市の高層マンションは地域社会かとか、山村はどうだ、農村はどうだとか、そういうところまでを突っ込んで議論するのかどうかということによっても、内容が違ってくるんですね。

話は飛びますけれども、例えば公共事業、県道なら県道をつくって、過疎地域を解消したとか、渋滞するところをバイパスをつくったと。バイパスをつくったら旧街道はさびれてしまっ、バイパスつくってくれと言っていたところがさびれちゃったと言っ、今度は文句を言ってくるとか、陸の孤島だと言われたので、是が非でも道をあけたと。そうしたら、結局そこからみんな雑貨店が退き、こっちにスーパーマーケットができ、コンビニができということで、残っているのは郵便局と床屋さんだけになっちゃったとか、だから、その政策が一体どういう効果をもたらすか。2年、3年の単位ならばよかったけれども、10年、20年になると違ってくると。ですから、私は最初申し上げたように、この法律でどう書けということじゃなくて、農業なら農業白書というのがありますよね。山村振興白書みたいなものはあるんでしょうか、国土白書みたいなものはあるんでしょうか。要するに、

日本の社会がどうなっていくんだろうかということ踏まえないことには、山村振興法ということには、なかなか具体的なことが言いにくいなということを感じています。

【生源寺分科会長】 失礼いたしました。これはむしろ、この会議の冒頭に、どういう構図でご議論いただくかということをごちらのほうからお願いしてということであるべきだったのかもしれませんが。

きょうは哲学の話から、かなり具体的な政策の技術論の要素に至るまで、広範にご議論いただきまして、このこと自体、事務局なり、この分科会にある意味で課せられた任務と考えておりますので、大変ありがたく思っております。

ただ、これは時限立法で、3月31日で切れるということでございますので、それとの関連で、この分科会と申しますか、国土審議会としてそれなりのアクションをとることも求められているように思っております。このあたりのところにつきましては、全体のご議論を伺った後で、事務局のほうから、中身と手順でございますけれども、ご提案いただいて、ご賛同いただければと、こういうことを考えております。

大体ひとわりご発言いただいたと思いますので、今のご発言もございましたので、もしよろしければ、次のステップに移らせていただいておりますが、いかがでしょうか。

非常に私自身も実は勉強になるようなご議論をいただきまして、ありがとうございます。哲学から手法に至る非常に幅広いご議論をいただいたわけでございますけれども、これはそれぞれ、国土審議会全体で議論すべきような問題もございましたし、あるいは事務局、各関係省庁でさらに深めていただくような問題もございました。いろいろな場で引き続きご検討いただくということを前提といたしまして、今申し上げましたように、今の山村振興法が今年度で期限切れになるということでございますので、この分科会として、山村振興対策の継続の必要性、あるいはそれをめぐる論点につきまして、意見を申し入れるということにいたしたいと考えております。

まず、この点について、もしよろしければ、事務局のほうでその意見の案をつくっていただいておりますので、これを今配付していただきまして、これについてご説明をいただくと。その後、この案につきまして、さらにご議論があればいただきたいと思っております。

それでは、渡りましたでしょうか。今配付していただきましたこのペーパーの中身と、それから手続についてもあわせてご説明いただけますでしょうか。内容と手続と説明される方がかわることになりますか。それでは、まず内容のほうから。

【飯高農村政策課長】 山村振興法には22条という条文があります。ちょっと読みますと、「国土審議会は、主務大臣又は主務大臣以外の関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する」、これが第1項。

次に、第2項、「国土審議会は、前項に規定する事項に対し国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係各大臣に意見を述べるができる」とあります。

今お配りのありました意見を朗読いたします。「山村振興対策の推進について。平成17年2月9日開催の国土審議会第1回山村振興対策分科会において、山村地域の現状にかんがみ、下記のとおり意見を提出することを決しましたので、山村振興法第22条第2項の規定により、意見を申し出ます。

記1、山村振興対策を引き続き強力に推進すること。2、山村振興対策の実施に当たっては、地域の創意工夫、自主性の発揮を重視すること」。理由は省略いたします。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。それでは、手続につきまして、お願いいたします。

【高津地方整備課長】 それでは、私のほうから手続についてご紹介いたします。まず、この文案につきましては、審議会長から各大臣あてという形になってございます。きょうご審議いただきますのは、山村振興対策分科会という形でございますが、国土審議会運営規則第7条第2項というところがございまして、分科会の議決は、国土審議会の会長の同意を得て、審議会の議決とすることができるということになってございます。したがって、この分科会でご議決いただきますと、この後、審議会新会長の同意を得まして、審議会として関係大臣に意見の申し出をするという形になります。

したがって、この審議会の意見の申し出という形での内容についてご審議いただきたいと思っております。以上でございます。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。内容の1と2をお読みいただきましたけれども、理由についてもごく簡単にご説明いただいたほうがいいかなと思っております。

【飯高農村政策課長】 理由を読むと長いですので、ここに書いてあるのは、冒頭ご説明いたしましたが、3.6%の人々で国土の半分を守っている。放置しておくと、こういうおいしい水もできませんし、さまざまな国民全体にいろいろ悪い影響が出る。それはどうしても、一番いいのは人がそこで住んで、さまざまな生業を通じて国土を守る、そういう法の精神といったものを受けまして、山村地域というのは国民生活の確保に重要な役割を

果たしているということが最初のフレーズであります。

しかしながら、山村地域は先ほど来ご説明いたしました、大変な勢いで人口が減っております。特に子供が減っております。高齢化が進んでいる。それに伴って、先ほどのスギ花粉もありましたが、山の手入れが不十分である。あるいは農地が耕作放棄されて、イノシシの巣になっている、こういう憂うべき事態になっております。これは山村振興法があっても、なおこういう状況下にあるわけですから、今後とも、山村振興施策を充実することこそ重要でありまして、打ち切りということはあってはならないと考えます。

また、以下の最後のフレーズであります、産業、生活の両面における社会資本の整備が進展しておりますが、今後、やはり住みよい山村、人々が住みたいと思うような山村をつくるためには、国が一律に押しつけるということよりも、地元の創意工夫を生かした主体的な地域づくりが大事であります。そのために、地元市町村の創意工夫、主体性、自主性が十分発揮されるように配慮することが必要であるという旨が書いてあります。

【生源寺分科会長】 ありがとうございます。

それでは、今事務局から案としてご提案のありましたこの意見書につきまして、何かご意見、ご質問等があれば、お願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

もしよろければ、今ご提案のありました意見の案をもちまして、本分科会の意見といたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【生源寺分科会長】 それでは、この案が国土審議会の意見となるように、分科会長であります私から秋山審議会会長に同意をいただき、関係大臣に提出していただくよう、手続を進めてまいりたいと思います。

(2) そ の 他

【生源寺分科会長】 議題にはその他というのがあるかと思いますが、ほかに何かご意見等、ございますでしょうか。

なければ、議事につきましては、これで終了いたしたいと思います。

なお、本日の議事の概要につきましては、この会議が終了後、速やかに公表したいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

梶原国土交通省大臣官房審議官挨拶

【生源寺分科会長】 それでは、最後になりましたけれども、梶原審議官から一言ごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【梶原大臣官房審議官】 国土交通省で地域振興を担当しております官房審議官の梶原でございます。本日、委員の先生方にはお忙しい中、熱心にご審議をいただき、ほんとうにありがとうございました。委員の先生方からは、山村の現状、また山村振興対策や将来像について貴重なご意見をいただいたところでございます。また、条件不利地域一般についてのお話も出てまいりました。経済的な合理性ということと、それぞれの地域でお住まいの方の立場、これをどう考えていけばいいのか。それも現在の我が国の状況の中で、どう考えていけばいいのかという大変重い課題だとも思っております。これについては、いろいろな変化も出ているのではないかと考えております。

このような議論の中で、ただいま引き続き強力に山村振興対策を実施する必要がある旨の意見具申について、ご決定をいただいたところでございます。これまでのご審議に対しまして、心より御礼を申し上げます。

今後、私どもといたしましては、本日のご審議、ご意見を十分踏まえまして、農林水産省を中心として、総務省をはじめ関係省庁と連絡、協力をして、効率的、また効果的な山村振興対策を進めてまいりたいと存じております。

また、あわせて、山村振興法の延長などの課題、これは議員立法でございますけれども、これに対しても適切に対応してまいりたいと存じております。委員の先生方の引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、御礼のごあいさつといたします。本日はまことにありがとうございました。

【生源寺分科会長】 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、国土審議会第1回山村振興対策分科会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会